

防衛省訓令第40号

国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）

第8条の2の規定を実施するため、早期退職募集の実施に関する訓令を次のように定める。

平成25年6月28日

防衛大臣 小野寺 五典

早期退職募集の実施に関する訓令

改正 平成27年10月1日省訓第39号

（通則）

第1条 防衛省の職員（以下「職員」という。）に対する国家公務員退職手当法（以下「法」という。）第8条の2の規定に基づく早期退職募集の実施については、法その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 官房長等 大臣官房長、防衛省本省の施設等機関

の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官をいう。

(2) 早期退職募集 法第8条の2第1項の規定による募集（以下「募集」という。）、同条第2項に規定する募集実施要項（同条第5項ただし書に規定する認定をする者の数を制限するために必要な方法を定める場合にあっては、当該方法を含む。以下「募集実施要項」という。）の作成及び周知、同条第5項の規定による認定（以下「認定」という。）をし、又はしない旨の決定その他これらに関する事項をいう。

(3) 応募者 法第8条の2第5項に規定する応募者をいう。

（早期退職募集実施権者）

第3条 法第8条の2第1項の規定により防衛大臣の委任を受けた者（以下「早期退職募集実施権者」という。）は、次の各号に掲げる募集の対象となるべき職員

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 陸上自衛官 陸上幕僚長

(2) 海上自衛官 海上幕僚長

(3) 航空自衛官 航空幕僚長

(4) 防衛装備庁の職員（前3号に該当する職員を除く。） 防衛装備庁長官

(5) 前各号に該当しない職員 大臣官房長

2 早期退職募集実施権者は、職員の年齢別構成の適正化を図る等の観点から、早期退職募集を適正に実施するものとする。この場合において、防衛大臣が別に早期退職募集に係る基準を定めたときは、これに従ってその職務を行わなければならない。

（募集実施要項等の周知）

第4条 早期退職募集実施権者は、募集実施要項その他当該募集実施要項に関する事項を募集の対象となるべき職員に周知するに当たり、必要に応じて、官房長等に対して、協力を求めることができる。この場合において、当該官房長等は、その指揮監督下にある職員（

大臣官房長にあっては、内部部局に勤務する職員)のうち、当該募集の対象となるべき職員に直ちに周知しなければならない。

(任命権者との連携)

第5条 早期退職募集実施権者は、認定をし、又はしない旨を決定するに当たり、必要に応じて、応募者の任命権者に対し、当該応募者が法第8条の2第5項各号に該当するかどうかを照会するものとする。

2 早期退職募集実施権者は、法第8条の2第6項及び第7項並びに国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の8第2項の規定に基づく通知をした場合には、必要に応じて、当該通知を受けた者の任命権者に対し、当該通知をした旨を通知するものとする。

(防衛大臣に対する報告)

第6条 早期退職募集実施権者は、毎年4月15日までに前年の4月1日からその年の3月31日までに認定を受けた応募者の数及び当該認定に係る全ての募集実

施要項について、別記様式により防衛大臣に報告しなければならない。

(委任規定)

第7条 この訓令の実施に関し必要な事項は、人事教育局長が定めるもののほか早期退職募集実施権者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成25年6月28日から施行する。
ただし、次項の規定（別表第3第4項の表給与課の項の改正規定に限る。）は、同年11月1日から施行する。

(防衛大臣の決裁、防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省内部部局における専決及び代決に関する訓令の一部改正)

- 2 防衛大臣の決裁、防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省内部部局における専決及び代決に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第5号）

の一部を次のように改正する。

別表第3第4項の表人事計画・補任課の項に次の1号を加える。

(27) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第9項の規定に基づく総務大臣に対する募集実施要項の送付及び認定を受けた応募者の数の報告に関すること。

別表第3第4項の表給与課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

平成 年度 早期退職募集実績報告書

1 平成 年度に認定を受けた応募者の数

2 募集実施要項（国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する認定をする者の数を制限するために必要な方法を定めた場合にあつては、当該方法を含む。）

	実際の募集の期間	退職すべき期日又は期間	必要な方法の有無
別添番号			

備考1 報告対象の年度中に行つた認定に係る全ての募集実施要項が対象となる。

2 別添番号を付記の上、それぞれの募集実施要項を添付すること。

3 募集の期間が終了していない募集にあつては、終了予定日を記入すること。